

平成28年第1回区議会定例会提出議案等

第1 条例

1 目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

区の独自利用事務を追加する。

- ア 生活保護法に基づく被保護者又は生活に困窮する外国人に対する援護に関する事務
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者に対する援護に関する事務
- ウ 目黒区心身障害者福祉手当条例に基づく心身障害者福祉手当の支給に関する事務
- エ 介護保険法に基づくサービスの利用に係る利用者負担額の軽減に関する事務
- オ 学校教育法に基づく就学に必要な援助に関する事務

(2) 施行期日

- ア 上記(1)のア・イ 平成28年4月1日
- イ 上記(1)のウ～オ 規則で定める日

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

地方公務員法の改正に伴う規定の整備を行うため、次の10条例を一括して改正する。

ア 等級別基準職務表の追加等の規定の整備

- (ア) 職員の給与に関する条例
- (イ) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

イ 引用する法の条番号及び文言等に係る規定の整備

- (ア) 職員の育児休業等に関する条例
- (イ) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (ウ) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (エ) 職員の旅費に関する条例
- (オ) 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (カ) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (キ) 目黒区情報公開条例
- (ク) 目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(2) 施行期日

平成28年4月1日

(3) 参考

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）  
公布 平成26年5月14日 施行 平成28年4月1日

### 3 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

#### (1) 改正内容

公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保のため、分限処分における降給を整備する。

ア 降給の事由 勤務実績がよくない場合

イ 降給の効果 号給を3号給下位に下げる。

ウ 改正に伴い、次の2条例について、降給した場合の号給を定める等の規定の整備を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例

(イ) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

#### (2) 施行期日

平成28年4月1日

### 4 目黒区立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例

#### (1) 改正内容

下記(3)の法律により介護保険法が改正されたことに伴い、引用する同法の条番号のずれに係る規定の整備を行うため、次の4条例を一括して改正する。

ア 目黒区立特別養護老人ホーム条例

イ 目黒本町五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

ウ 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

エ 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例

#### (2) 施行期日

平成28年4月1日

#### (3) 参考（以下5～7において同じ。）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）

公布 平成26年6月25日 施行 平成28年4月1日

### 5 目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

#### (1) 改正内容

ア 在宅ケア多機能センターへの転用に伴う高齢者在宅サービスセンターの廃止

廃止する施設の名称	位置
目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター	東京都目黒区東山三丁目2番6号

イ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う規定の整備

介護保険法の改正により、介護予防給付として提供する介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることに伴い、高齢者在宅サービスセンターにおいて提供するサービスを第1号通所事業とする等の規定の整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)のア 規則で定める日

イ 上記(1)のイ 平成28年4月1日

6 目黒区立在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 在宅介護支援センターの廃止

廃止する施設の名称	位置
目黒区立東山在宅介護支援センター	東京都目黒区東山三丁目24番6号

イ 介護保険法の改正に伴い、引用する同法の条番号のずれに係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成28年4月1日

7 目黒区在宅ケア多機能センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 在宅ケア多機能センターの増設

名称	位置
目黒区立東山在宅ケア多機能センター	東京都目黒区東山三丁目24番6号

※増設に伴い、現在の目黒区在宅ケア多機能センターを「目黒区立田道在宅ケア多機能センター」に改称する。

イ 介護保険法の改正に伴い、引用する同法の条番号のずれに係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)のア 規則で定める日

イ 上記(1)のイ 平成28年4月1日

8 目黒区建築審査会条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により建築基準法が改正されたことに伴い、条例で定めることとされた委員の任期を2年と定める。

(2) 施行期日

平成28年4月1日

(3) 参考

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）

公布 平成27年6月26日 施行 平成28年4月1日

9 目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 道路占用料の額の改定

(例) 第1種電柱 1本につき1年 7,710円 → 7,870円

イ 占用物件に係る占用料の追加

占用物件	占用料	
	単位	単価(円)
太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1㎡につき 1年	12,380
津波からの一時的な避難施設		土地の価格×0.024

(2) 施行期日

平成28年4月1日

10 目黒区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

区立公園の土地使用料及び占用料の限度額を引き上げる。

- ・土地の使用料 1㎡につき1か月 2,107円 → 2,232円
- ・占用料

(例) 電柱、標識 1本につき1か月 1,529円 → 1,563円

(2) 施行期日

平成28年4月1日

11 原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(1) 制定内容

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画の区域に係る建築物の用途、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度等の建築物の制限について定める。

(2) 施行期日

平成28年4月11日

12 目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 借上げの期間が満了することに伴い、区民住宅を廃止する。

廃止する施設の名称	位置	種別	
目黒区立トリアス中目黒	東京都目黒区上目黒二丁目44番7号	一般用	借上げ
目黒区立ヒルフォートメグロ	東京都目黒区中町一丁目26番11号	住宅	

イ 使用者の資格条件の緩和

空室の解消を図るため、使用者の資格条件である1年以上の区内在住要件を廃止する。

(2) 施行期日

ア 上記(1)のア 平成28年5月16日(目黒区立トリアス中目黒の廃止)

イ 上記(1)のア 平成28年9月16日(目黒区立ヒルフォートメグロの廃止)

ウ 上記(1)のイ 公布の日

13 目黒区立保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

中目黒保育園の民設民営化による建替えに伴い、その間の保育園の位置を「目黒区五本木二丁目20番17号」とする。

(2) 施行期日

規則で定める日

14 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

学校教育法の改正により「義務教育学校」が創設されることに伴い、文言の規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成28年4月1日

(3) 参考

学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)

公布 平成27年6月24日 施行 平成28年4月1日

15 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 長期優良住宅認定基準の見直しに伴い、既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等認定手数料を追加する。

(例) 登録住宅性能評価機関が作成した長期優良住宅の基準に適合していることを示す書類を提出し申請する場合(100㎡以内) 1件 10,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料及び建築物エネルギー消費性能基準の適合認定手数料を追加する。

(例) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した建築物エネルギー消費性能向上計画の基準に適合していることを示す書類を提出し申請する場合(一戸建て住宅) 1件 5,100円

ウ 別表の形式の見直し等に伴う規定整備

別表の項目の増加に伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料を単独の表として定め直す等の規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成28年4月1日

(3) 参考

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

公布 平成27年7月8日 施行 平成28年4月1日

16 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 保険料率及び賦課限度額の改定

区分	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金賦課額
所得割	100分の6.45 → <u>100分の6.86</u>	100分の1.98 → <u>100分の2.02</u>	100分の1.17 → <u>100分の1.15</u>
均等割	33,900円 → <u>35,400円</u>	10,800円	14,700円
賦課限度額	520,000円 → <u>540,000円</u>	170,000円 → <u>190,000円</u>	160,000円

イ 保険料を減額する世帯の所得基準の引上げ

均等割の軽減対象となる世帯の所得基準を引き上げる。

- ・ 5割軽減対象世帯 260,000円 → 265,000円
- ・ 2割軽減対象世帯 470,000円 → 480,000円

(2) 施行期日

平成28年4月1日

(3) 参考

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第33号）

公布 平成28年1月29日 施行 平成28年4月1日

第2 平成27年度補正予算

- 1 平成27年度目黒区一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成27年度目黒区国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成27年度目黒区後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成27年度目黒区介護保険特別会計補正予算（第3号）

第3 指定管理者の指定

- 1 目黒区立自転車等駐車場の指定管理者の指定について

- (1) 施設の名称  
目黒区立祐天寺駅南高架下駐輪場
- (2) 指定する団体  
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
- (3) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 第4 協議

##### 1 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

後期高齢者医療の保険料について、平成28年度及び平成29年度の保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から支弁するため、他の特別区及び東京都内の市町村と規約の変更に関する協議を行う。

担当

総務部総務課文書係（5722-9206）

※予算に関することは企画経営部財政課財政係  
（5722-9137）